

平成29年度
国立大学法人旭川医科大学
年度計画

(平成29年3月31日届出)

平成 29 年度 国立大学法人旭川医科大学 年度計画

(注) □内は中期計画、【】は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

《1-1》「医学教育モデル・コア・カリキュラム」、「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」等との整合性を保つため、定期的に教育内容を点検し、必要があれば改善する。

【1-1】医学科では、平成 28 年度に行われた「医学教育モデル・コア・カリキュラム」の改訂を受け、現行カリキュラムでの対応状況を調査する。

看護学科では、「看護学科各授業科目と『学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標』適合状況調査」を基に、教育内容の重複等の解消と不足部分を補う内容を検討する。平成 31 年度から次期カリキュラムを開始できるよう、平成 29 年に公表予定の看護教育モデル・コア・カリキュラムとの整合性を検討しながら次期カリキュラム作成を進める。

《1-2》ディプロマ・ポリシー及びコンピテンシー（卒業時に必要な能力）の周知を図り、到達レベルの設定・見直しを行い、学修成果基盤型教育を構築する。

【1-2】ディプロマ・ポリシー及び臨床実践能力（医学科）、卒業時に修得すべきコアとなる看護実践能力（看護学科）に基づき、学修成果基盤型教育による学年ごとの到達目標を明確にするとともに、各科目間の関係性を検討する。

また、引き続きFD活動によりコンピテンシー（卒業時に必要な能力）を踏まえた教育活動の実施について周知を行う。

《2-1》学生の基本的診療能力・看護実践能力を評価するための OSCE (Objective Structured Clinical Examination 客観的臨床能力試験) を整備する。

【2-1】医学科においては、臨床実習終了時(卒業時)OSCEワーキング・グループにおいて、課題や実施方法、評価基準についての検討を引き続き行う。

看護学科においては、看護学科のOSCE将来構想を実現するための基盤づくりとして、引き続き実施大学への視察を行い、教員全体の理解・協力を得ていくとともに、臨地実習に必要な看護実践能力について領域間で協議し、OSCE実施の有効性と課題を検討する。

《3-1》博士課程では、海外研究機関等での研修や国際学会での発表を支援するなど、グローバル化に対応するための取組を平成30年度及び平成33年度に検証し、充実させる。

【3-1】大学院生の国際学会への出席、研究発表の現状を調査し、口頭発表を促進する。

《3-2》修士課程では、地域医療の中核となる高度専門医療人を育成するため、がん看護学領域に加え、高齢者看護学領域の専門看護師の教育課程を設け、平成30年度及び平成33年度に検証し、充実させる。

【3-2】高度実践コース専門看護師教育課程において、がん看護学領域における38単位教育課程の教育を継続する。高齢者看護学領域38単位教育課程の教育を今年度から開始する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

《4-1》学修成果の評価領域、達成すべき水準、具体的測定方法などを明確化し、アセスメント・ポリシー(学修成果の評価の方針)に基づいた客観的な成績評価を行う。

【4-1】「秀」の導入、GPAの評価点の見直しを行ったアセスメント・ポリシーに基づく成績評価トライアルを実施する。
また、アセスメント・ポリシーに基づく成績評価のためにFD活動を実施する。

《4-2》医学教育分野別認証を受審するため、平成29年度までに大学IR (Institutional Research 機関調査) 部門を中心にして教学データの解析・分析を行い、教育の質保証を確立する体制を整備する。

【4-2】平成28年度に設置されたIR室が中心となり、データベースを導入し、教学IRの解析・分析項目の抽出を行い、解析・分析手順の開発を開始する。

《5-1》学修履歴を可視化するため、平成29年度までにLMS (Learning Management System 学修管理システム) を導入し、講義受講前後の指導と自己学修を促進する。

【5-1】ICTを活用したLMS (学修管理システム) を導入し、トライアル運用を開始する。

《6-1》博士課程と修士課程を統括する委員会を平成29年度までに設立し、研究指導教員の決定プロセスを組織的に明確化するとともに、研究の進捗状況を確認できる教育・研究指導体制を整備する。

【6-1】大学院教育に関する企画及び自己評価機能強化のため、博士課程・修士課程合同の『大学院委員会』を開催する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

《7-1》学生生活実態調査における満足度調査や教員に対する施設満足度調査などのニーズアセスメント(必要性評価)を実施し、その結果を平成28年度改定予定のキャンパスマスタープランに反映させ、それに基づいて学修環境を整備する。

【7-1】キャンパスマスタープラン2016に基づき、順次学修環境整備を行う。

さらに、施設環境に関する満足度調査を、隔年で実施している学生学修・生活実態調査の中で行う。

《7-2》学生の健康指導の充実を目的に、保健管理センターの情報蓄積機能を電子化するための基本計画を平成29年度までに立案し、平成30年度以降に実行する。

【7-2】学生の健康管理機能強化のため、保健管理センターにおける電子化すべき検診情報の抽出を行い、情報量に合わせたシステムについて検討する。

《7-3》外国人留学生の学修環境を充実するため、引き続き、北海道地区の国立大学と連携し、入学前の留学生を対象とした準備教育に取り組む。

また、学生が教養科目の選択肢を広げられるようにするため、北海道地区の各国立大学との連携により構築した双方向遠隔授業システムを、第1期連携期間として設定されている平成29年度まで活用する。

平成30年度以降の活用については、教養教育の将来あるべき方向性を踏まえて平成28年度に各大学間で改めて検討・調整する。

【7-3】道内国立大学連携(国立大学改革強化推進補助金事業)による、留学生入学前準備教育及び双方向遠隔授業システムを活用した教養教育単位互換授業を継続して実施する。

教養教育単位互換授業については、提供科目数を増加させる。

また、補助金事業の最終年度であることから、平成30年度以降の本学における留学生入学前準備教育及び教養教育単位互換授業の在り方について検討する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

《8-1》平成26年12月22日の中央教育審議会答申に沿って進行中の高大接続改革(「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入及びそれに先立つ試行テストの実施等)に対応するため、入学者に求める能力・意欲・適性等がより明確になるようにアドミッション・ポリシーを平成30年度までに見直すとともに、平成33年度入試から、学力の3要素(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」)を多面的・総合的に評価できるように、多様な評価方法を組み合わせた入学者選抜にする。

【8-1】大学入学希望者学力評価テスト(仮称)の実施方針や大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告通知等も勘案し、平成33年度入試からの本学の入学者選抜方法等

について、平成 30 年度中に予告・公表できるよう検討を進める。

《8-2》社会ニーズに合致した高度専門医療人としての素養を持った入学者を選抜するため、大学院における入学者選抜試験を検証し、入学者に求める能力・意欲・適性等を新たなアドミッション・ポリシーとして平成 30 年度までに明確に示す。

【8-2】引き続き、大学院の将来構想の検討の進捗状況を勘案し、入試制度を検証する。

《9-1》北海道内の高等学校・医療機関と連携して、地域医療を支える人材の育成を目的とした高校生対象の医療体験実習・実習報告会・グループワーク等の高大病連携活動等を実施し、地域医療に関心のある志願者を確保する。

【9-1】引き続き、北海道内の高等学校・医療機関と連携し、高校生対象の医療体験実習・実習報告会・高等学校における地域医療に関するグループワーク等を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

《10-1》基礎系・臨床系の共同研究体制充実のため、基礎系講座が持っている実験技術を大学院学生及び臨床系研究者に技術提供する学内体制を平成 30 年度までに定着させる。

【10-1】基礎系講座のもつ実験技術・手技等を学内ホームページで公開し、共有化することにより、基礎医学分野と臨床医学分野の交流を活性化させる。

《10-2》学長裁量経費による「独創性のある生命科学研究」の支援事業を継続し、研究実施者の底辺拡大を進めることで、欧文論文(原著と総説)生産数を第 3 期中期目標期間 6 か年において年間平均 200 報以上(第 2 期中期目標期間第 5 年次までの平均値は 186 報/年)にする。

【10-2】欧文論文(原著と総説)生産数の推移を調査し、検討・対応策を策定するため「研究戦略企画委員会」に基礎医学分野及び臨床医学分野の連携を推進する「基礎・臨床連携サブ委員会」及び研究支援力の強化を図るための「研究支援サブ委員会」を設置する。

《10-3》本学で推進している高次脳機能低下に伴う運動障害発現のメカニズムの解明と、その早期検出法の開発に関する研究のうち、臨床応用への展開が有望な研究について、他機関と機器の共同利用を進め基礎研究の知見に基づく応用技術の開発につなげる。

【10-3】他機関と連携し、機器の共同利用を進めながら、高次脳機能に関する研究を引

き続き推進する。

《11-1》教育研究推進センターを中心として学内共同研究を支援し、「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」を通じて得られた成果を生かし、新しい医薬品・医療機器の薬事承認及び製品化を目指したシーズ開発を進める。

【11-1】シーズ発掘及び研究支援ヒアリングを継続するとともに、ヒアリングの結果を踏まえ、研究戦略企画委員会において重点支援研究の検討及び研究環境改善目的で実験実習機器センター棟の改修と部屋の使途再編を行う。

また、シーズ育成を担う新規プロジェクトマネージャー（PM）の育成を行う。

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

《12-1》研究活動の活性化のため、本学共同利用設備マスタープランを作成し、共同利用施設の機器更新、保守修理のために競争的資金等で措置される間接経費を平成29年度までに弾力的に運用できるよう見直し、研究基盤強化につなげるPDCAサイクルを確立する。

【12-1】研究活動活性化のための共同利用設備マスタープランに基づき、順次設備更新を行い、必要に応じて同プランを見直す。

また、各講座等の機器の共同利用に関して制度設計が可能か検討する。

さらに研究活動活性化のために教育研究推進センターに新たにオープン実験室を増室する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

《13-1》第2期中期目標期間から継続する「ふるさと医療人育成プログラム」を経験して地域で活躍する医療人となった医師・看護師と協働した教育支援事業を実施する。

また、「地域包括医療」実践に関わる保健師・介護職者などの地域医療職者を対象とした公開講座・派遣講座を新たに実施し、学習支援事業の対象を広げるとともに、その成果を体系的に評価する体制を構築する。

【13-1】「ふるさと医療人育成プログラム」を継続しつつ、当該プログラムを経た医師・看護師等の参画を推進するための体制を構築し、当該プログラムを充実させる。

「地域包括医療」の理解を深めるために、在宅医療の専門家を招き研修会を行う。

保健師卒業セミナーの継続により、本学卒業生の力を活用して、学生教育を行う。また、地域の保健師等を対象とした派遣講座を継続し、地域包括医療の推進のための人材育成を行う。

《13-2》遠隔医療システムを利活用し、地域保健・在宅看護の分野においても、双方リアルタイムの講演を行うとともに、オンデマンドで利用可能な健康関連コンテンツを充実させるなど、地域包括医療の課題解決にICT(情報通信技術)を活用する新たな支援体制を構築する。

【13-2】訪問看護ステーションとのWeb会議システムを活用した事例検討会を継続実施し、遠隔医療システムを活用した地域包括医療を推進する。

メディカル・ミュージアムのシリーズ化等による系統的な内容の充実を図るとともに、オープンインターネットカレッジのコンテンツの内容・種類を増やす。また、閲覧の利便性向上と閲覧者の年齢層拡大のため、コンテンツのスマートフォン化や啓発の方策を検討する。

《14-1》高齢者や障がい者を含む住民への健康スポーツ振興のため、スポーツに関する派遣講座の実施、地方公共団体やスポーツ関連団体との連携、障がい者アスリートのクラス分けなどの医科学的サポート体制を構築する。

また、本学が主導する旭川ウェルビーイング・コンソーシアムに民間団体を加えた産学官異業種交流の場を平成28年度に設置し、さらに、専門ワーキング・グループを新設して地域の課題解決に向けた活動を実施する。

【14-1】スポーツ医科学研究委員会が計画した地域住民向けのスポーツによる健康保持増進を啓発する講演会やイベントの実施及び地元公共団体や民間団体主催のスポーツ・イベントへの支援を継続する。また、各種スポーツに関する障がい度クラス分け者、スポーツドクター・トレーナー等の資格者を養成し、2018年に開催されるピョンチャン冬季オリンピック・パラリンピックに参加する選手の医科学サポートを実施する。

本学が主幹を務める旭川ウェルビーイング・コンソーシアム(AWBC)を介して、産学官の異業種交流活動を定例化するとともに、共同研究体制を構築する。

《14-2》地域を支える人材の好循環を生み出すため、地方公共団体や地域諸団体が有する資源と本学の有する資源を連携させた「学びの場」を新たに構築し、地域との交流の中で学生教育を実施する。

【14-2】地域のコミュニティ施設を活用して学生による健康相談コーナーを設けるなど、学生と住民が交流しながら地域の活性化と住民の健康づくりの技術の習得の場ともなる「学びの場」の構築に向けて、関係自治体等との共同企画を検討する。旭川市保健福祉部に協力し、地域における認知機能低下予防教室を継続する。また、旭川市「私の未来プロジェクト」(小中高生への性教育)に旭川ウェルビーイング・コンソーシアム(AWBC)の一員として協力し、教員の指導のもと学生の参画を継続する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

《15-1》 本学の学生等の国際意識を涵養するため、海外研修機会及び海外からの来訪者との交流機会を増やし相互理解を深める。

また、海外からの来訪者に対する地域社会と連携した生活支援（社会生活、日常会話、文化・経済・医療などの知識教授）や学内、地域コミュニティ及び周辺地方公共団体が提供するイベントへの参加機会を増やす。

【15-1】 学生に対する海外留学支援制度の周知を引続き徹底し、学生の海外での研修を支援するとともに、学生の視野を広げ国際医療への関心を高めるため、JICA 研修員や海外研究者との交流機会を設ける。

他大学における国際交流推進室の運営状況調査などを行い、国際交流推進室の充実に向けて体制を整える。

また、国際交流推進室、教育センター、卒後臨床研修センターを中心として、本学の国際交流にかかわる案件について検討するワーキンググループを設置し、海外の大学への臨床実習や医学研究を行わせる制度について検討する（単位付与を含む）。併せて国際学術交流協定の締結について検討する。

《15-2》 国際医療レベルの向上に貢献するため、発展途上国等の医療従事者、研究者及び学生を受入れ、出身国の国民保健の向上に資する研究及び保健医療活動実践に必要な基本的能力について講義・演習をとおして教授する。

併せて、本学職員が発展途上国等を訪問し、本学で学んだ研修員のフォローアップ・研究者との国際共同フィールド研究等をとおして、現地スタッフと協働して医療活動・医学研究を行うことで、実践的に知識・技術を移転する。

【15-2】 平成 28 年度の過去研修員フォローアップ視察での成果を精査し、研修内容の更なる向上を行いつつ JICA 研修を継続実施する。また、視察で得た新しい保健医療の研修ニーズを精査し、新たな研修プログラムの企画を検討する。

また、全学的規模に拡大できる海外協定校との国際共同研究案件について支援する。オープンインターネットカレッジのコンテンツにつき、国際的に公開し発信可能な英語版コンテンツ作成の検討を開始し、発展途上国等への医学研究・医療面での支援活動を継続する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

《16-1》 本院臨床研修プログラムの希望者を十分に受け入れられる体制を整備するため、協力型臨床研修病院等と連携した研修（たすき掛け研修）を充実させるとともに、平成 29 年度から始まる新専門医制度へ対応するため、新たな研修プログラムの策定や関連病院との連携強化など実施体制を整備し、臨床研修医の確保に努める。

【16-1】引き続き、本院臨床研修プログラムの希望者の増加に対応するために協力型臨床研修病院等とのたすき掛け研修を充実させ、臨床研修医室の環境整備を進める。

また、平成30年度に延期になった新専門医制度に対応するために本院を基幹病院として申請した専門研修プログラムの運営体制を整備する。

《16-2》安全を含めた医療の質を向上させるため、最新の医療機器操作や手技に関する医療従事者向けの教育プログラム等を策定するなど、スキルアップ支援策を充実する。

【16-2】医療機器操作や各種手技等に関する医療従事者向けの研修会を複数回開催し、医療安全及び医療の質向上を図る。

また、看護師を対象として退院支援の充実と地域連携を目的とした「退院支援ナース育成プログラム」や、超高齢社会に対応した、質の高い看護を実践するため、「高齢者・認知症看護の教育プログラム」の作成について、看護部で引き続き推進する。

《17-1》急性期病院として、リスクの特に高い患者に対し、質の高い医療を提供するため、救急・災害医療の机上シミュレーションキットを使用したトレーニングプログラム等の教育プログラムを作成し、専門部隊型チーム医療を推進する人材を養成する。

また、院内各診療科・部門・医療スタッフとの情報・課題等が共有できる環境を整備し、医療従事者の負担軽減や医療安全体制を強化する。

【17-1】急性期病院としての医療の質向上、災害発生時の対応の明確化や防災意識の高揚を目的として、PDCAサイクルの手法を取り入れた災害医療訓練を行う。

また、医療従事者の負担軽減及び医療安全の強化を目的とした、多職種からなる「病院職種間協働推進検討委員会」において策定した「医師を含む医療スタッフの負担軽減計画」に則り、技師や看護師の業務拡大による医師の負担軽減を推進するため、放射線技師や臨床検査技師を参画させて、医師との協働で検査実施体制を強化する等就業環境を改善する。

さらに医療安全体制及び医薬品安全管理体制強化のため、医療安全管理部へ薬剤師を増員配置するとともに、医師の専従配置についても検討を進める。

《17-2》診療情報の共有による病病連携及び病診連携を強化するため、地域医療連携ネットワークを活用した組織的な支援体制を充実し、紹介率80%程度、逆紹介率70%程度を達成する。

【17-2】地域医療ネットワーク（iネット）の院内、院外への広報活動を積極的に行い、登録患者数2,000人以上を目標とし、昨年度に引き続き病病・病診連携を強化する。

また、逆紹介についてはシステムによる一元化を目指し、地域医療連携室の体制強化を引き続き検討する。

《17-3》医療の質・安全の向上のため、クオリティ・インジケーター（医療の質指標）を測定・分析し、他機関との比較による課題抽出や業務改善に向けた研修会などを開催するとともに、ISO15189等の外部評価による認証を平成33年度までに取得する。

【17-3】クオリティ・インジケーターに設定した評価項目について経年変化を可視化し、医療の質と安全の向上に対する取組の推移を把握するとともに、他機関との比較から本院の現状と課題を明らかにする。

また、ISO15189の認定取得に向けて、各種審査に備えるため臨床検査・輸血部の現状の把握と分析を行い、平成30年度に審査を受ける体制を整備する。

《17-4》経営基盤を強化するため、国立大学病院管理会計システム（HOMAS2）等による収支状況の分析を踏まえ、診療報酬制度に対応した増収対策やコスト縮減等の経営戦略を策定し、計画的に実施する。

また、経営状態を細部にわたって把握・分析するため、各診療科に配置された経営担当医長を中心とした管理体制を構築するとともに、各診療科等との病院長ヒアリングを充実させる。

【17-4】国立大学病院管理会計システム（HOMAS2）の活用やDPCデータ等の分析により、収支改善及び診療の効率化に向けて、診療科等との病院長ヒアリングを適宜、実施する。

また、平成28年度の診療実績を踏まえ、経営担当医長と財務担当部署等が連携し、地域連携を強化することで増収対策に取り組む。

《18-1》地域がん診療連携拠点病院・肝疾患診療連携拠点病院などの地域医療水準の標準化を図るため、医療関係者や住民に対して拠点病院機能を生かした講習会や研修会を開催するなど最新の医療情報を提供する機会を増やす。

また、地域連携パスを推進するため、地域医療に係る連携パス協議会等に積極的に参画する支援体制を整備し、地域の医療機関等との連携協力体制を強化する。

【18-1】地域のがん診療水準及び肝疾患診療水準の向上に関する普及啓発を推進するため、医療者向けセミナー及び市民公開講座等を引き続き開催するほか、腫瘍センターのホームページの更新により情報提供機能を強化する。

地域連携パスの充実を推進するため、北海道がん診療連携協議会地域連携クリティカルパス部会を引き続き開催する。また、既存の地域連携パス等の活用を促進するとともに、協議会等へ積極的に参画する。

《18-2》地域の救急や災害に対する将来的な医療需要に対応するため、研修を活用してDMAT（Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム）隊員を養成し、地域単位でDMATを編成する体制を構築することによって、地域の救急医療に対し人材派遣による支援を行うとともに、地方公共団体等の関係機関と連携して災害訓練を実施し、高度急性期医療機能を強化する。

【18-2】救急医学講座等関係部署で連携を行い、DMAT (Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム) 隊員養成のための研修に参加するとともに、隊員が不足している看護師、業務調整員を中心に、人員の充実を目指す。加えて、北海道DMAT連絡協議会等へ参加することにより、地方公共団体等との連絡体制の整備を継続して実施する。

さらに国立大学附属病院大学病院災害管理技能者養成研修会へ参加し、災害時においても活躍できる質の高い医療者を養成する。

《19-1》臨床研究支援センターを中核として、データ品質が保証された医薬品、医療機器、体外診断薬などの創出を目指す臨床研究の支援を行い、教育研究推進センターと既に進行中の「橋渡し研究加速ネットワークプロジェクト」の連携支援体制を定着させる。

【19-1】臨床研究支援センターが、各講座等の臨床研究支援ニーズと人的リソースを見ながら、臨床研究を行っている部署への支援を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

《20-1》IR手法によるデータ分析などの客観的根拠に基づき、迅速に政策を決定するための学長直属のIR室を平成28年度中に設置し、大学運営のための計画策定と意思決定を支援する体制を平成30年度までに構築する。

【20-1】IR室の充実を図るため、データ管理・分析システムを導入し、教学データを用いた分析・情報提供機能を整備する。

また、他大学等におけるIR活動状況を踏まえて、他分野のデータ運用を検討する。

《20-2》戦略的な資源配分や財源の受入れ及び経費削減方策等の企画・立案・実施体制の機能を強化し、病院収入をはじめとする自己収入や予算執行等の各種財務データを分析・活用することにより、年度ごとの人員計画、予算編成、資金計画等に反映させるなど、安定した財務基盤を構築する。

【20-2】中長期スパンでの財務状況をシミュレーションし、各種財務データを分析・活用することにより、年度計画事業や更なる機能強化を図る取組に対し、戦略的な資源配分を行う。

《20-3》 監事及び外部有識者の意見を適切に大学運営に反映させるため、学内外での情報共有と改善のための各種情報を提供する体制を強化し、意見聴取の機会を増やす。
特に、監事の監査機能を強化するため、教育研究、社会貢献、診療等の監査のサポート体制を強化する。

【20-3】 外部有識者の意見を適切に大学運営に反映させるため、学長と外部有識者との懇談会を開催する。

《21-1》 平成28年度中に承継職員の教員10%に年俸制を適用し、第3期中期目標期間中は10%以上を維持する。

また、3年ごとにその効果を検証し、適切な業績評価システムの構築を含めた制度改革を行う。

【21-1】 承継職員の教員に対する年俸制適用率10%（26名）以上を維持する。

《21-2》 男女共同参画社会の実現に資するため、平成33年度までに管理職の女性比率を12.5%にする。

【21-2】 女性管理職に登用可能な人材確保のため、引き続き、キャリアパスを考慮した人事配置等を進める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

《22-1》 学部入学から卒後臨床研修までの一貫性を持った指導体制を構築するとともに、大学院の組織及びカリキュラムの見直しや、地域卒業者に対する高度専門教育等を踏まえた大学院の適正な入学定員を含む将来構想を平成33年度までに作成し、実施する。

【22-1】 学部においては、学年担当教員、グループ担任及びアドバイザー教員の各制度の在り方を整理し、教職員及び学生に周知し円滑な運営を目指す。

大学院においては、カリキュラム及び入学定員を定期的に検証し、修士課程では、医療従事者等の社会人に対して、入学への意欲の向上と入学後の修学への負担軽減を図るための対策として、科目等履修生として受け入れるべく提供可能な授業科目の広報等を積極的に実施する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

《23-1》 組織・業務全般の点検・見直しを継続的に行うとともに、ICT(情報通信技術)を活用した業務システムの整備・充実を行い、平成29年度までに事務組織及び各種委員会の再編・統合に係る計画を策定し、平成30年度から実施する。

【23-1】平成28年度に調査した各種委員会開催状況及び事務局各課の業務見直し結果に基づき、各種委員会及び事務組織の再編・統合の検討を進め、平成30年度からの実施に向けて関係規程等の改正を行う。

また、主に大学側で稼働中の物品請求システム（web 物品発注システム）の病院側への導入については、平成28年度から行っている試験運用の状況を検証し、物流システムの使用頻度の高い部署へ試験運用を拡大させ、引き続き事務効率化による業務の削減効果を検証する。

《23-2》事務の効率化・合理化を進めるため、専門的な研修への参加や他機関との人事交流、社会人等の選考採用により、業務内容に応じた事務に必要な専門的知識・能力を有する職員を養成する。

【23-2】特定業務職員制度を導入し、専門的知識・能力を有する社会人を選考採用する。

また、専門的な各種研修へ参加させるとともに、研修参加者による成果発表会を開催して研修効果を確認しながら、職員の資質・能力の向上に努める。

《24-1》事務処理の改善・見直し等を推進するため、道内国立大学等と連携した事務の共同実施を継続するとともに、道内国立大学等と連携した事務の共同実施の一つである「電子購買システム」の学内利用件数を平成33年度までに平成27年度比で30%増加させる。

【24-1】道内国立大学等との事務の共同実施を継続するとともに、実動災害訓練に合わせて安否確認システムの模擬訓練を実施する。また、安否確認システムの周知を徹底し、登録率を平成28年度比で10ポイント程度増加させる。

さらに新たな共同実施が可能な事務・業務を継続的に検討するほか、現在継続実施中の「電子購買システム」の学内利用件数を平成28年度比で5%以上増加させる。

《24-2》大規模災害等に迅速に対応するため、引き続き、国立大学附属病院長会議による災害対策相互訪問事業に参加し、課題の把握及び対策の改善を行う。

また、平成28年度中に、道内の国立大学間の災害時の連携・協力体制の構築に向けた提案を行い、平成29年度からの運用を目指した検討を開始する。

【24-2】引き続き、災害対策相互訪問事業に参加して把握した課題への対応を検討し、必要に応じて災害対策マニュアルの見直しを行う。

また、北海道地区国立大学法人等間の連携・協力に関する協定の締結に向けた調整を行い、年度内の締結を目指す。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

《25-1》外部資金を増やすため、平成30年度までに研究費申請のサポート機能の充実や臨床研究支援センターを中核とした旭川市内の医療機関とのネットワークの構築により受託研究等を積極的に受入れ、平成33年度までに件数を平成26年度に比較して5%程度増加させる。

【25-1】科学研究費申請書の作成支援の具体的な方策と実施方法を検討する。

また、臨床研究支援センターが中心となり、旭川市内の医療機関と治験ネットワーク構築について交渉を進める。

《25-2》大学の教育・研究環境を整備するため、新たな基金制度を平成28年度中に設立し、役員及び教職員による関係法人・企業・団体への寄附の依頼及び高額寄附を行った団体、個人等に対する顕彰制度の導入などにより、関係法人・企業・団体等のほか、個人に対して積極的な募金活動を展開する。

【25-2】平成28年10月に創設した旭川医科大学基金への寄附獲得のため、関係法人・企業・団体等のほか、個人及び教職員に対して積極的な募金活動を行う。

また、「感謝の集い」の実施計画を立案し、年度内に開催する。

《25-3》病院収入を計画的に確保するため、引き続き、診療実績の分析結果を踏まえ、診療科の特色や強みを反映した目標値を設定し、達成状況を適宜確認する。

また、病院事務部と各診療科が連携して保険請求に係る研修会等を定期的に行い、併せて、診療内容と保険請求内容を比較し、請求間違いなど差異要因を確認することで、保険請求精度を上げる。

【25-3】病院収入を計画的に確保するため、診療実績を踏まえた経営指標の目標値を設定し、達成状況の確認及び診療実績の分析を行い、必要に応じて病院長ヒアリング等を実施する。

また、現在不足している診療情報管理士を増員して診療請求の精度向上を図ることで、安定的な収益を確保する体制の充実について検討する。

さらに保険請求に係る研修会を計画し実施するとともに、保険診療に関する講習会についても引き続き実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

《26-1》経営の健全化に向けて、職員の人事の在り方・方向性についての検討を行い、平成28年度中に人員管理に関する基本方針を定め、新規採用の抑制、年度途中での欠員不補充などにより、平成28年度からの3年間において、平成27年度当初予算に比べ人件費を3%程度削減する。

【26-1】平成28年度に策定した第3期中期目標期間中の人事管理に関する基本方針に基づいて人件費の管理を行う。

《26-2》診療報酬制度に対応した増収、コスト縮減等の方策について、副病院長（病院運営担当）を中心に経営担当医長等をメンバーとする組織において検討し、各診療科等の強み、特色を反映した戦略的な病院経営を行う。

【26-2】経営担当医長等会議を開催し、診療報酬制度に対応した増収対策やコスト削減等の課題解消に向けて、戦略的な方策や具体的な対応方法等について検討を行い、実施する。

また、病院長補佐会議の下部組織としてワーキング・グループを設置して、外来診療スペースの適切な再配分と効率的な運用について検討する。

《26-3》業務委託費・光熱水料等をはじめとする法人全体の物件費について、業務委託に係る仕様内容、契約方法の見直しや光熱水料の節減を行うなど、経費抑制に資する多様な取組を年度ごとのPDCAサイクルとして継続的に実施することにより、業務費に対する一般管理費比率を第3期中期目標期間中、恒常的に1.5%以内に抑える。

【26-3】引き続き、業務委託費・光熱水料等、法人全体の物件費について、各経費の現状把握と削減に向けた学内外の様々な経費削減の取組の調査・分析を行い、単価削減、仕様内容・契約方法の見直し等の取組を行うとともに、削減に関するコスト意識の啓発活動を継続的に実施し、一般管理費比率を1.5%以内に抑える。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

《27-1》資産の運用管理に関する計画を平成29年度までに策定する。

特に、土地・建物については、当該計画を踏まえ、具体的な方策を検討するなど、効率的・効果的な運用と適切な管理を行う。

【27-1】寄附金等の余裕資金を基に、北海道地区国立大学法人の資金共同運用（Jファンド）など、安全かつ最も効率的な手法により運用を行う。

また、設備の使用状況等の点検・調査に基づき、機器の集約化・共有化についても検討を行い、有効活用を推進する。

さらに土地・建物等について資産の運用管理に関する計画を策定する。

IV. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

《28-1》 I R手法によるデータ分析などのエビデンスに基づいた自己点検・評価体制を平成31年度までに構築する。

また、その分析結果を活用した、学内資源の再配分及び業務運営の改善を行うなどの内部質保証を確立する。

【28-1】平成28年度に定めた点検・評価項目により、定期的に各業務の進捗状況を確認し、必要に応じて項目等の見直しを行い、自己点検・評価を充実させる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

《29-1》大学の多様な教育研究活動等の情報を学内外へ向けて戦略的に発信するため、大学ホームページの改善に関するステークホルダーへのアンケート調査等を平成28年度に実施し、その結果に対応したホームページの改修を平成30年度までに行う。

【29-1】平成28年度に実施した外部コンサルティング会社の本学ホームページに対する調査結果等について分析し、必要に応じて改修を行うとともに、教員等の研究成果等の情報発信方法等の整備を行う。

V. その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

《30-1》高度な教育、研究及び医療の変化に対応させるため、平成28年度中にキャンパスマスタープランの見直しを行い、既存施設の長期的かつ有効利用を図るため、戦略的な施設マネジメントに取り組む。

また、全学的なエネルギー使用状況を継続的に把握し、省エネルギー機器の導入などにより、環境負荷の少ないキャンパスを構築する。

【30-1】キャンパスマスタープラン2016の整備行動計画に基づいて、計画的な施設整備を行う。

また、全学エネルギー使用状況を継続的に把握し、主な会議で毎月報告するとともにホームページ等で全学に周知する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

《31-1》職場環境の安全管理意識を啓発する講習会等を開催するとともに、安全衛生委員会委員による巡視及び化学物質等の安全パトロールや医療ガス日常点検等による保管管理状況の確認を行い、職場環境の安心・安全を確保する。

【31-1】安全管理等に関する講習会の開催、安全衛生委員会委員による巡視及び化学物

質等の安全パトロールや医療ガスの日常点検等の安全管理活動を実施し、結果を通知・公表することで、作業環境の適正化と意識の向上を推進する。また、安全パトロール及び自主点検等を定期的（年2回）に実施し、職場環境の安心と安全の確保を図る。

《31-2》メンタルヘルスに関する講習会を毎年度開催し、受講者アンケートの結果に基づいて講習内容の見直しを行う。

【31-2】昨年度のアンケート結果を参考にメンタルヘルスに関する講習会等を開催するとともに、引き続き、受講者アンケートを実施し、次年度以降の講習内容の参考とする。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

《32-1》職員の法令遵守意識を啓発するため、平成28年度中にコンプライアンス規程を制定し、職員へ周知するとともに、情報セキュリティポリシー、個人情報保護ポリシー等に関する講習会を毎年度行う。

【32-1】情報セキュリティポリシー、個人情報保護ポリシー等のコンプライアンスに関する講習会を開催し、職員の法令遵守意識の啓発を行う。

また、情報セキュリティ強化に向けて、現状を踏まえた啓発活動の在り方について検討を進める。

《32-2》研究活動の不正及び研究費の不正使用を防止するため、年2回以上の講習会を実施するとともに、新たにeラーニングシステムによる研修教材を配信できる環境を平成29年度までに整備し、平成30年度からeラーニングを全職員対象に実施する。

【32-2】eラーニングシステムを取り入れた受講プログラムによる研究者教育講習の実施を進める。実施を進めた上で、さらにeラーニングシステムの改修が必要かどうかを検討し、最適な実施体制の整備を進める。

《33-1》危機管理体制の機能強化のため、平成29年度までにリスク分類・リスクレベルを見直し、関係規程等の改正を進める。

また、把握したリスクに対する評価を行い、継続的な見直しに取り組む。

【33-1】本学の危機管理規程のリスク分類・リスクレベルの検討結果に基づき、同規程の改正を進めるとともに、職員に周知して危機管理に対する意識の向上を進める。

VI. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII. 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

1, 296, 858千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

該当なし

2. 重要な財産を担保に供する計画

病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX. 剰余金の使途

○ 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、以下の使途に充てる。

- (1) 教育・研究及び医療の質の向上（施設・設備の充実、要員等の整備）
- (2) 組織運営の改善
- (3) 若手教職員の育成
- (4) 学生及び留学生等に対する支援
- (5) 国際交流の推進
- (6) 産学官連携及び社会との連携の推進
- (7) 福利厚生の実施

X. その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
・ 動物実験施設新営 ・ 小規模改修	総額 277	施設整備費補助金 (254) (独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (23)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

- (1) 承継職員の教員に対する年俸制適用率 10% (26 名) 以上を維持する。
- (2) 女性管理職に登用可能な人材確保のため、引き続き、キャリアパスを考慮した人事配置等を進める。
- (3) 特定業務職員制度を導入し、専門的知識・能力を有する社会人を選考採用する。
また、専門的な各種研修へ参加させるとともに、研修参加者による成果発表会を開催して研修効果を確認しながら、職員の資質・能力の向上に努める。
- (4) 平成28年度に策定した第3期中期目標期間中の人事管理に関する基本方針に基づいて人件費の管理を行う。

(参考 1) 平成29年度常勤職員数 1, 0 7 8 人
また、任期付き職員数の見込みを 3 1 1 人とする。

(参考 2) 平成29年度人件費総額見込み 1 1, 4 4 9 百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成29年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5,460
施設整備費補助金	254
補助金等収入	60
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	23
自己収入	20,897
授業料、入学金及び検定料収入	667
附属病院収入	19,897
雑収入	334
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	803
長期借入金収入	318
目的積立金取崩	0
計	27,815
支出	
業務費	25,011
教育研究経費	4,527
診療経費	20,484
施設整備費	594
補助金等	60
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	803
長期借入金償還金	1,347
計	27,815

[人件費の見積り]

期間中、総額 11,449 百万円を支出する (退職手当は除く)。

注) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度当初予算額 783 百万円、前年度よりの繰越額からの使用見込額 20 百万円。

2. 収支計画

平成29年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	26,887
業務費	24,534
教育研究経費	1,187
診療経費	10,786
受託研究費等	349
役員人件費	140
教員人件費	3,535
職員人件費	8,537
一般管理費	301
財務費用	128
雑損	4
減価償却費	1,921
臨時損失	0
収益の部	
經常収益	27,401
運営費交付金収益	5,434
授業料収益	570
入学金収益	60
検定料収益	26
附属病院収益	19,857
受託研究等収益	349
補助金等収益	57
寄附金収益	435
施設費収益	58
財務収益	0
雑益	304
資産見返運営費交付金等戻入	58
資産見返補助金等戻入	134
資産見返寄附金戻入	58
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	514
目的積立金取崩益	0
総利益	514

3. 資金計画

平成29年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	29,223
業務活動による支出	24,770
投資活動による支出	902
財務活動による支出	2,081
翌年度への繰越金	1,470
資金収入	29,223
業務活動による収入	27,138
運営費交付金による収入	5,460
授業料、入学金及び検定料収入	604
附属病院収入	19,897
受託研究等収入	329
補助金等収入	60
寄附金収入	454
その他の収入	333
投資活動による収入	277
施設費による収入	277
その他の収入	0
財務活動による収入	318
前年度よりの繰越金	1,490

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

<p>医学部</p>	<p>医学科 7 2 2 人 (うち医師養成に係る分野 7 2 2 人)</p> <p>看護学科 2 6 0 人</p>
<p>医学系研究科</p>	<p>医学専攻 6 0 人 (うち修士課程 0 人 博士課程 6 0 人)</p> <p>看護学専攻 3 2 人 (うち修士課程 3 2 人 博士課程 0 人)</p>